

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金再支給申請書

申請先：横浜市長		申請日（記入日）	令和4年4月26日	
フリガナ	ヨコハマ ミナト		② 生年月日	昭和・平成 50年7月15日
① 氏名	横浜 港			
③ 住所	(〒231-0005) 横浜市 中区 本町6-50-10			
④ 電話番号				
⑤ 世帯状況（○で囲んでください）	1人 ・ ○2人 ・ 3人以上（人）			
申立事項	⑥ 自立支援金（初回）を3月分受け終わっています。又は、申請時点が、自立支援金（初回）の支給期間の最終月です。			
	自立支援金（初回）を支給決定した自治体（横浜市以外の場合のみ記入）		市・県・特別区	
	⑦ 世帯の生計を主として維持しています。			
	⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合算額及び預貯金の合計額は次のとおりです。			
	世帯全員の月の収入（合算額）	120,000 円	世帯全員の預貯金額（合計額）	380,000 円
※申請日の属する月の収入（月額）が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。				
⑨ 生活保護を申請している場合は、右のチェック欄に記入しました。 <input type="checkbox"/> <small>チェック欄</small>				
上記の申立事項に相違なく、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の再支給を申請します。 本紙裏面の誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。				
申請者氏名（記名）			横浜 港	

【受取口座記入欄】

- 横浜市の自立支援金を受給された方は、自立支援金を受給された直近の口座に振り込みますので、受取口座記入欄の記載は不要です。
- 横浜市以外の自治体の自立支援金（初回）を受給された方は、受取口座を必ずご記入ください。

金融機関名 (ゆうちょ銀行も可)	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください)	口座名義 (カナ)
1. 銀行 4. 信連 2. 金庫 5. 農協 3. 信組 6. 漁協 7. 信漁連	本・支店 本・支所 出張所	1. 普通 2. 当座		
金融機関コード	支店コード			

※ゆうちょ銀行の場合は、「振り込み用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」をご記入ください。
 ※直近に振込をした自立支援金の受取口座を解約した等の理由で変更が必要な場合や横浜市以外で受給された方は、受取口座記入欄に記入のうえ、金融機関名、支店名、口座番号、口座名義が確認できる書類（通帳のコピーなど）をご提出ください。なお、受取口座の確認ができる書類のご提出がない場合は、振込が遅れる場合がありますので、予めご了承ください。
 ※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

(注 意 事 項)

申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受けたり、又は受けようとしたときは、不当利得として返還請求されることとなります。また、不正の内容が悪質な場合には、刑事告発を行うことがあります。

誓約事項

- 1 受給中、次の求職活動等要件を満たすこと
 - (1) 月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
 - (2) 月2回以上、公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で職業相談等を受ける
 - (3) 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける※生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われるまでの間は、この限りではない。
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者（以下「申請者等」という。）のいずれもが生活保護及び職業訓練受講給付金を受けていないこと
- 3 申請者等のいずれもが他の自治体に対し新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を申請していないこと
- 4 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと、また、受給期間中においても暴力団員にならないこと
- 5 偽りその他不正の行為によって新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受けたり、又は受けようとしたときは、不当利得として返還すること

同意事項

- 1 次のいずれかに該当した場合、支給が中止されること
 - (1) 所要の求職活動等を行わない場合
 - (2) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金受給者（以下、単に「受給者」という。）が、常用就職に伴い得られた収入が収入基準を超える場合、またそのことを報告しない場合
 - (3) 申請内容に偽りがあった場合
 - (4) 支給決定後、受給者と受給者と同一の世帯に属する者（以下「受給者等」という。）が暴力団員と判明した場合
 - (5) 支給決定後、受給者等が禁固刑以上の刑に処された場合
 - (6) 支給決定後、受給者等が生活保護費を受給した場合
 - (7) 支給決定後、受給者等が職業訓練受講給付金を受給した場合
 - (8) 支給決定後、受給者等が、偽りその他不正な手段により再貸付の申請を行ったことが明らかになった場合
 - (9) 支給決定後、受給者等が他の自治体から新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受給した場合
- 2 支給要件の確認に必要な範囲で、申請者等の資産、収入、緊急小口資金等の特例貸付、職業訓練受講給付金、生活保護の利用状況等につき、官公署、社会福祉協議会、自立相談支援機関又は銀行その他の機関、関係者（以下「関係機関」という。）に照会すること。
また、実施主体の照会に対し、関係機関が報告することについて、申請者等が同意している旨を関係機関に伝えること。
- 3 生活支援や、適正な公的給付等の実施に必要な範囲で、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金受給者の情報について、自立相談支援機関、福祉事務所、社会福祉協議会に提供すること。
- 4 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、実施主体が官公署から情報を求めること。

確認事項 （次に該当する場合はチェックを入れてください。）

- 仕事以外の生活上の困りごとについて支援の希望がある。
- 生活保護の相談の希望がある。